

平成 28 事業年度
後期高齢者医療特別会計

(添付書類)

事業報告書
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

平 成 28 事 業 年 度
事 業 報 告 書

平成 28 事業年度後期高齢者医療制度関係業務 事業報告書

1. 後期高齢者医療制度関係業務の概要

(1) 事業内容

高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより、次の業務を行うこと。

ア 保険者から支援金等を徴収すること。

イ 広域連合に対し交付金を交付すること。

ウ 前記ア及びイの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	平成 28 事業年度	平成 27 事業年度末
職員定数	22 名	22 名

(3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
平成 20 年 4 月	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度関係業務を開始した。

(4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）

(5) 後期高齢者医療制度関係業務を行う根拠となる法律

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

(6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

(1) 役員の定数

本特別会計による理事1名

(2) 役員の氏名、役職、任期及び経歴（平成29年3月31日現在）

氏 名	役 職	任 期	経 歴
阪本勇三	理事	平成28年9月10日～ 平成30年9月9日	元社会保険診療報酬支払基金審議役

3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

(1) 平成28事業年度

ア 事業計画の実施の結果

(ア) 支援金等の徴収

平成28事業年度における支援金等の予定額は

後 期 高 齢 者 支 援 金	5,838,812,512 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	370,677 千円
計	5,839,183,189 千円

であって、これに対する支援金徴収決定額は

後 期 高 齢 者 支 援 金	5,845,163,426 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	370,975 千円
計	5,845,534,401 千円

であった。

この支援金等徴収決定額に対し収入済額は

後 期 高 齢 者 支 援 金	5,395,770,301 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	344,734 千円
計	5,396,115,035 千円

であって、差し引き

後 期 高 齢 者 支 援 金	449,393,125 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	26,241 千円
計	449,419,366 千円

については、収入未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

平成 28 事業年度に繰り越された平成 27 事業年度の収入未済額

後 期 高 齢 者 支 援 金	496,214,672 千円
後期高齢者関係事務費拋出金	31,119 千円
計	496,245,791 千円

については、年度内に全額が収入となった。

(イ) 交付金の交付

平成 28 事業年度における交付金の予定額は

6,259,541,928 千円

であって、これに対し、交付金の交付決定額は、

5,967,667,684 千円

であった。

この概算交付決定額に対し支出済額は

5,513,235,857 千円

であって、差し引き

454,431,827 千円

については、支払未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

平成 28 事業年度に繰り越された平成 27 事業年度の支払未済額

492,574,834 千円

については、年度内に全額を支出した。

平成 28 事業年度において交付決定した平成 27 年度分等に係る交付金の確定額は、

5,852,035,827 千円

であって、平成 28 事業年度において交付決定した平成 27 年度分に係る概算交付金の決定額は、

5,902,131,936 千円

であった。この精算にあたっては次のとおり返還請求を行った。

交付金の返還請求決定額は、

50,096,108 千円

であった。

イ 資金計画の実施の結果

平成 28 事業年度における資金計画は、収入及び支出とも

事業費勘定	7,159,722,889 千円
事務費勘定	638,000 千円
計	7,160,360,889 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事業費勘定	6,656,497,533 千円
事務費勘定	655,041 千円
計	6,657,152,575 千円

であって、差し引き

事業費勘定については	503,225,355 千円
------------	----------------

減少し、

事務費勘定については	17,041 千円
------------	-----------

増加した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事業費勘定]

支				出		収			入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)			
	千円	千円	千円		千円	千円	千円			
後期高齢者交付金	6,279,010,788	6,005,810,691	△ 273,200,097	前年度からの繰越金	675,406,827	713,973,463	38,566,636			
事務費勘定へ繰入	370,677	370,975	298	後 期 高 齢 者 入 支 援 金 収 入	5,887,028,861	5,891,984,973	4,956,112			
借 入 金 利 息	1	—	△ 1	後 期 高 齢 者 関 係 事 務 費 拠 出 金 収 入	373,035	375,853	2,818			
後期高齢者支援金 精 算 返 還 金	94,000	3,472	△ 90,527	借 入 金	530,000,000	—	△ 530,000,000			
予 備 費	880,247,423	—	△ 880,247,423	雑 収 入	114,166	67,135	△ 47,030			
翌年度への繰越金	—	650,312,394	650,312,394	後期高齢者交付金 精 算 返 還 金	66,800,000	50,096,108	△ 16,703,891			
合 計	7,159,722,889	6,656,497,533	△ 503,225,355	合 計	7,159,722,889	6,656,497,533	△ 503,225,355			

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

支				出		収			入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)			
	千円	千円	千円		千円	千円	千円			
事 務 取 扱 費	370,821	342,131	△ 28,689	前年度からの繰越金	253,961	272,472	18,511			
役職員諸給与	243,761	238,920	△ 4,840	事業費勘定からの受入	370,677	370,975	298			
管 理 諸 費	127,060	103,210	△ 23,849	そ の 他 の 収 入	12,881	11,577	△ 1,303			
そ の 他 の 支 出	4,374	4,845	471	雑 収 入	481	16	△ 464			
翌年度への繰越金	262,805	308,064	45,259							
合 計	638,000	655,041	17,041	合 計	638,000	655,041	17,041			

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

該当なし

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

平成25事業年度から平成27事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

支援金等

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収 入 済 額	収入未済額
支 援 金	25	5,758,663,719	5,761,816,776	5,272,441,291	489,375,485
	26	5,810,867,869	5,811,758,435	5,359,363,326	452,395,109
	27	5,879,986,995	5,882,112,003	5,385,897,331	496,214,672
事務費拠出金	25	465,783	465,686	427,474	38,212
	26	408,481	408,375	377,946	30,429
	27	384,274	383,840	352,721	31,119

各年度の収入未済額は、翌年度に全額収入となった。

交付金

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	交付決定額	支 出 済 額	支払未済額
交 付 金	25	5,832,529,380	5,574,122,789	5,107,224,296	466,898,493
	26	6,030,312,417	5,670,543,227	5,258,951,955	411,591,272
	27	6,198,877,317	5,902,134,553	5,409,559,719	492,574,834

各年度の支払未済額は、翌年度に全額支出した。

イ 資金計画の実施の結果

平成 25 事業年度から平成 27 事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B－A)
25	支 出	6,430,810,284	5,971,045,089	△ 459,765,194
	収 入	6,430,810,284	5,971,045,089	△ 459,765,194
26	支 出	6,772,398,627	6,352,073,601	△ 420,325,025
	収 入	6,772,398,627	6,352,073,601	△ 420,325,025
27	支 出	7,002,176,638	6,535,508,294	△ 466,668,343
	収 入	7,002,176,638	6,535,508,294	△ 466,668,343

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B－A)
25	支 出	650,433	647,539	△ 2,893
	収 入	650,433	647,539	△ 2,893
26	支 出	613,296	692,737	79,441
	収 入	613,296	692,737	79,441
27	支 出	640,394	654,407	14,013
	収 入	640,394	654,407	14,013

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融資資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

該当なし

4. 後期高齢者医療制度関係業務の一部の委託を受け、又は後期高齢者医療制度関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

該当なし

5. 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要

該当なし

6. 支払基金が対処すべき課題

後期高齢者医療制度関係業務の重要性にかんがみ、今後の医療制度改革の動向等を踏まえつつ、今後においても関係機関との緊密な連携のもとに適正、円滑で効率的な業務運営に努める必要がある。

平成 28 事業年度 決算報告書

1. 平成 28 事業年度後期高齢者医療特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

1. 平成 28 事業年度後期高齢者医療特別会計収入支出決算書

1. 事業費勘定

平成 28 事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 6,314,781,539 千円

であって

支出決定済額は 5,968,042,132 千円

であった。

したがって、収入が支出を 346,739,406 千円

超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 346,739,406 千円

であって、高齢者の医療の確保に関する法律第 146 条第 1 項の規定により、

346,739,406 千円

を、積立金（別途積立金）として整理することとした。

2. 事務費勘定

平成 28 事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 410,027 千円

であって

支出決定済額は 388,397 千円

であった。

したがって、収入が支出を 21,629 千円

超過した。

なお、この超過金額については、収入予算として高齢者の医療の確保に関する法律第 144 条による厚生労働大臣の認可を受けることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第 139 条第 1 項各号に掲げる業務に関する事務の処理に要する経費に充てることとした。

3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表のとおりである。

平成28事業年度後期高齢者医療特別会計
事業費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科	目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款)	後期高齢者支援金収入	千円 5,839,183,189	千円 5,845,534,401	千円 6,351,212	
(項)	後期高齢者支援金収入	5,838,812,512	5,845,163,426	6,350,914	
(項)	後期高齢者関係収入	370,677	370,975	298	
(款)	受入金	419,123,416	419,083,893	△ 39,522	
(項)	受入金	419,123,416	419,083,893	△ 39,522	
(款)	借入金	530,000,000	—	△ 530,000,000	
(項)	借入金	530,000,000	—	△ 530,000,000	
(款)	雑収入	66,914,166	50,163,243	△ 16,750,922	
(項)	雑収入	114,166	67,135	△ 47,030	
(項)	後期高齢者交付金精算返還金	66,800,000	50,096,108	△ 16,703,891	
合	計	6,855,220,771	6,314,781,539	△ 540,439,231	

[支 出 の 部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度の繰越額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(款) 後期高齢者交付金	6,259,541,928	—	—	—	6,259,541,928	5,967,667,684	—	291,874,244	
(項) 後期高齢者交付金	6,259,541,928	—	—	—	6,259,541,928	5,967,667,684	—	291,874,244	
(款) 事務費勘定へ繰入	370,677	—	299	—	370,976	370,975	—	0	
(項) 事務費勘定へ繰入	370,677	—	299	—	370,976	370,975	—	0	
(款) 借入金償還金	1	—	—	—	1	—	—	1	
(項) 借入金利息	1	—	—	—	1	—	—	1	
(款) 諸 支 出 金	94,000	—	—	—	94,000	3,472	—	90,527	
(項) 後期高齢者支援金精算返還金	94,000	—	—	—	94,000	3,472	—	90,527	
(款) 予 備 費	595,214,165	—	△ 299	—	595,213,866	—	—	595,213,866	予備費使用理由は、別紙のとおり
(項) 予 備 費	595,214,165	—	△ 299	—	595,213,866	—	—	595,213,866	
合 計	6,855,220,771	—	—	—	6,855,220,771	5,968,042,132	—	887,178,638	

平成28事業年度後期高齢者医療特別会計
事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科	目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 事業費勘定からの受入		千円	千円	千円	
(項) 事業費勘定からの受入		370,677	370,975	298	
(款) 受 入 金		370,677	370,975	298	
(項) 受 入 金		36,187	36,186	0	
(款) 雑 収 入		36,187	36,186	0	
(項) 雑 収 入		481	2,865	2,384	
(項) 雑 収 入		481	2,865	2,384	
合 計		407,345	410,027	2,682	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 事務取扱費	千円 397,003	千円 —	千円 —	千円 —	千円 397,003	千円 388,397	千円 —	千円 8,605	
(項) 役員諸給与	243,861	—	—	—	243,861	238,889	—	4,971	
(項) 退職給付引当預金への繰入	18,683	—	—	—	18,683	18,349	—	333	
(項) 管理諸費	134,459	—	—	—	134,459	131,158	—	3,300	
(款) 予備費	10,342	—	—	—	10,342	—	—	10,342	
(項) 予備費	10,342	—	—	—	10,342	—	—	10,342	
合 計	407,345	—	—	—	407,345	388,397	—	18,947	

(別紙)

事業費勘定予算予備費使用理由書

事業費勘定予算予備費について、社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成20年厚生労働省令第16号）の規定により行った予備費使用理由は、次のとおりである。

平成28年度の後期高齢者関係事務費拠出金について、保険者の新設による後期高齢者関係業務事務費の増収に伴う事務費勘定へ繰入に不足が生じることから、予備費の使用を行ったものである。

2. 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度 関係業務に係る財務及び会計に関する省令 (平成 20 年厚生労働省令第 16 号) 第 14 条第 2 項の規定による予算総則に規定した事項に 係る予算の実施結果

平成 28 事業年度後期高齢者医療特別会計予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第 2 条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第 3 条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。
3. 総則第 4 条の規定による借入金の限度額は 530,000,000 千円であって、これに対する借入額（本年度において借入れた短期借入金のうち、年度内に資金不足のため償還することができなかった金額について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 147 条第 3 項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行った借換え額）は、なかった。